

○ 総合教育会議および大綱について

■ 総合教育会議

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

① 会議の設置，構成員等

- ・ 市長が総合教育会議を設置
- ・ 市長および教育委員会で構成
- ・ 市長が招集，会議は原則公開

② 協議・調整事項

- ・ 大綱の策定
- ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・ 児童，生徒等の生命，身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

[教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の例](※文部科学省通知)

- 学校等の施設の整備，教職員の定数等
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- 青少年健全育成と生徒指導の連携
- 居所不明の児童生徒への対応
- 福祉部局と連携した総合的な放課後対策
- 子育て支援

[児童，生徒等の生命，身体等の緊急の場合に講ずべき措置の例](※文部科学省通知)

- いじめ問題により児童，生徒等の自殺が発生した場合
- 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

■ 教育大綱

市長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針(教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。

① 大綱の定義等

- ・ 教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を市長が策定
- ・ 大綱が対象とする期間については、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画が5年であることに鑑み4～5年程度を想定

② 大綱の記載事項

- ・ 学校の耐震化，学校の統廃合，少人数教育の推進，総合的な放課後対策，幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等，予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針